

## 公益社団法人 日本地すべり学会 定款

### 第1章 総 則

(名称)

- 第1条 この法人は、公益社団法人日本地すべり学会と称する。  
2 この法人の英語名は、The Japan Landslide Society とする。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。  
2 この法人は、第31条に定める理事会（以下「理事会」という。）の決議によって、必要な地に支部を設け、従たる事務所を置くことができる。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

- 第3条 この法人は、地すべり等の斜面変動及びこれに関連する諸現象の研究ならびに当該諸現象に起因する災害の防止対策に関する研究者及び技術者相互の交流を図り、その有機的な連携のもとに学術的、総合的な調査研究に関する事業を行い、その成果を広く内外に公表し、もって科学技術の振興とより安全な地域環境の実現を目指し、国民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 斜面変動及びこれに関する諸現象ならびにその災害防止対策に関する調査、研究、受託及び助成
  - (2) 斜面災害の発生時の緊急調査とそこで得られた知見の公開
  - (3) 学会誌及び学術図書の発行
  - (4) 研究発表会、シンポジウム、講習会、現地見学会等の開催
  - (5) 内外の関連学協会との学術交流及び協力
  - (6) 研究の奨励及び研究業績の表彰
  - (7) 広く一般国民を対象とした普及講演会等の開催
  - (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業の実施
- 2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

### 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1)正 会 員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2)学生会員 この法人の事業に賛同して入会した学生（大学、大学院、短期大学、高等専門学校及びこれに準ずる学校を含む。）
- (3)賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (4)名誉会員 第51条に定める日本地すべり学会規則（以下「規則」という。）により、この法人に特に功労があり、理事会において推薦され、かつ、第15条第2項で定める社員総会（以下「社員総会」という。）において承認された個人であって、本人が名誉会員となることを承諾した者

- 2 学生会員、賛助会員及び名誉会員は、第11条に定めるところにより、代議員（以下「代議員」という。）を選出するための選挙における選挙権及び被選挙権ならびに役員となる資格を有しない。

(会員資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、規則に定めるところにより入会申込書を第27条に定めるこの法人の会長（以下「会長」という。）に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 正会員、学生会員及び賛助会員は、この法人に会費を納入しなければならない。当該会費の納入にあたって必要な事項は規則に定める。

- 2 名誉会員は、会費を納めることを必要としない。
- 3 会費は前納とし、既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

(任意退会)

第8条 正会員、学生会員、賛助会員及び名誉会員は、規則に定めるところにより退会届をこの学会の会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第11条で定める社員（以下「社員」という。）は、社員総会において、当該会員を除名する議決をもとめることができ、社員総会に出席した社員の3分の2以上の議決に基づき、この法人

## G1

は、当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に当該社員総会の日から1週間前までに当該議決が行われる旨を通知するとともに、当該社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 会員がこの法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 会員がこの法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、第9条に定めるところによらず、会員は、この法人の会員たる資格を喪失する。

- (1) 第7条の会費支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 全ての社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 代議員及び社員

(代議員の選出等)

第11条 この法人は、規則に定めるところにより実施する正会員による選挙（以下「代議員選挙」という。）により、正会員の中から選出された代議員を社員とする。

- 2 代議員選挙における代議員候補者は、概ね正会員20名の中から1人の割合をもって選定する。（端数の取扱いについては理事会で定める。）
- 3 正会員（すでに代議員である者を含む。以下、本条において同じ。）は、代議員選挙に立候補することができる。
- 4 代議員選挙において、立候補した正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選挙する権利を有しない。
- 5 代議員選挙は、2年に1度、3月に実施する。

(代議員の任期)

第12条 代議員の任期は、代議員選挙で選出された日から次の代議員選挙終了のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 代議員が、社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる

## G1

地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第63条及び第70条）ならびに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。

- 3 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて、補欠の代議員を選出するための選挙（以下「補欠選挙」という。）を行うことができる。補欠選挙にあたっては、第11条第2項及び第3項を準用する。
- 4 代議員が欠けたために実施された補欠選挙によって選出された代議員の任期の終期及び、代議員の員数を欠くこととなる時に備えて実施された補欠選挙によって選出された者が、代議員が欠けた場合に補欠として代議員となることのできる期限は、任期満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。
- 5 補欠の代議員を選挙する場合には、理事会は、次に掲げる事項を公示しなければならない。
  - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
  - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
  - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 6 第3項の補欠選挙の結果が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第1項の代議員選挙終了のときまでとする。

### (代議員の報酬)

第13条 代議員は、無報酬とする。

### (正会員の権利)

第14条 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (4) 法人法第51条第4項の権利（議決権行使書面の閲覧等）及び第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (5) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

G1

(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利  
(合併契約等の閲覧等)

- 2 理事及び監事は、その職務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、全ての正会員の同意がなければ、免除することができない。

## 第5章 社員総会

(構成)

第15条 この法人の社員総会は、全ての社員をもって構成する。

- 2 前項の社員総会をもって法人法上の社員総会とする。

(種別)

第16条 この法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の2種とする。通常社員総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(決議)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

- 2 社員総会の決議（この定款に定めのあるものを除く。）は、総社員の議決権（第23条に定める書面をもって行使された議決権（以下「書面議決権」という。）及び出席した社員に同条に定める委任がなされたもの（以下「委任議決権」という。）を含む。）の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権（書面議決権及び委任議決権を含む。）の過半数をもって行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権（書面議決権及び委任議決権を含む。）の半数以上であって、かつ、書面議決権及び出席した社員議決権（委任議決権を含む）の3分の2以上をもって決する。
  - (1) 社員の解任
  - (2) 役員解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 4 第25条に定める役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。役員候補者の合計数が第25条に定めるところの定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

## G1

- 5 理事会は、社員総会の議事の要領及び決議した事項を、遅滞なく全ての会員に通知する。

### (開催)

第18条 通常社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に理事会の決議に基づき開催する。

- 2 臨時社員総会は、次のいずれかに該当するに至ったときに開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき
  - (2) 総社員の議決権の10分の1以上から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、会長に対し、招集の請求があったとき
  - (3) 役員が第25条に定めるところの定数に足りなくなるとき

### (招集)

第19条 社員総会は、理事会の決議により会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号に定めるところにより請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、社員総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに代議員に通知する。

### (議長)

第20条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

### (決議事項)

第21条 この法人の社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 役員の選任又は解任
- (4) 会員の除名又は社員たる地位の解任
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (定足数)

第22条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席しなければ開催することができない。

## G1

(書面決議及び議決権の委任)

- 第23条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は書面をもって他の社員を代理人として議決権を委任することができる。
- 2 前項の場合における第17条および第22条の適用については、その社員は議決権に算入したものとみなす。

(議事録)

- 第24条 社員総会の議事については、法務省令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及びその社員総会において選任された議事録署名人2名が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第11条における議事録の作成に係る職務を行った者として、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設定)

- 第25条 この法人に次の役員を置く。
- |        |            |
|--------|------------|
| (1) 理事 | 15名以上20名以内 |
| (2) 監事 | 1名又は2名     |

(役員を選任)

- 第26条 この法人の役員は、規則に定めるところにより実施する社員による選挙（以下「役員選挙」という。）により、正会員の中から選出されたものの中から社員総会の決議により選任する。
- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 3 理事のいずれか1名及びその配偶者又は3親等内の親族その他特殊な関係がある者の合計数は、理事の総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者及びその他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、相互にその配偶者又は3親等内の親族その他特殊な関係があつてはならない。
- 6 監事には、使用人である者及びその他これに準ずる相互に密接な関係にあるものが含まれてはならない。

## G1

### (役員職務及び権限)

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款又は社員総会の決議に基づき、この法人の職務を執行する。
- 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とする。会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
  - 3 会長を法人法第91条第1項第1号で定める代表理事とし、副会長及び専務理事を同法第91条第1項第2号で定める業務執行理事とする。
  - 4 会長は、この法人を代表し、業務を執行する。
  - 5 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
  - 6 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
  - 7 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。
  - 8 監事は、この法人の事業および財産に関し、次の各号に規定する職務を執行する。
    - (1) この法人の財産及び会計の状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。
    - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
    - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会又は社員総会に報告すること。
    - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求すること。
  - 9 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の事業及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員任期)

- 第28条 役員任期の始期は当該役員が選任決議された時とし、終期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員が欠けたとき、社員総会において、補欠の役員を選任する。
  - 3 前項の規定により補欠の役員として選任された者の任期の終期は、欠けた役員任期の終期と同じとする。
  - 4 役員は、第25条に定めるところの定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
  - 5 代表理事が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選定された代表理事が就任するまで、代表理事としての権利義務を有する。

### (役員解任)



## G1

第29条 役員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第17条第3項第2号に定めるところにより社員総会の議決によって当該役員を解任することができる。この場合、当該役員にあらかじめ通知するとともに、当該決議の前に弁明の機会をあたえなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(役員報酬)

第30条 役員は、無報酬とする。

## 第7章 理事会

(設置)

第31条 この法人に理事会を置く。

(構成)

第32条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(職務及び権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 社員総会開催の日時及び場所
- (2) 社員総会に付議すべき事項
- (3) 社員総会で決議した会務の執行に関する事項
- (4) その他、社員総会の決議を要しない会務に関する事項

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (i) (1) この法人の業務執行の決定
- (ii) (2) 理事の職務の執行の監督
- (iii) (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は次のいずれかに該当するに至ったときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、会長に対し、

## G1

招集の請求があったとき

- (3) 第27条第8項第4号により、監事から招集の請求があったとき
- (4) 会長、副会長、専務理事又は監事が欠けたとき

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第34条第3項第2号又は同第3号による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 会長により、臨時理事会が遅滞なく招集されない場合、あるいは会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は専務理事あるいは各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面あるいは電子メールによる文書をもって、少なくとも7日前までに発信しなくてはならない。もしくは、理事及び監事全員の同意が得られた場合とする。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故がある時は、あらかじめ会長が指名した順序によって、副会長がこれにあたる。

(定足数と決議)

第37条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数以上をもって開催することができる。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるところによるもののほかは、決議について特別の利害関係を有する理事を除く出席した理事の過半数をもって決する。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第8章 会務分掌

## G1

(事務局の設置)

- 第39条 この法人の事務を処理するため、主たる事務所に事務局を設置する。
- 2 事務局に所要の職員を置く。
  - 3 事務局職員の任免は、会長が行う。
  - 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、規則に定めるところによる。

(部及び支部等)

- 第40条 この法人は、業務の円滑な執行を図るため、理事会の決議に基づき、事務局の下に部及び支部ならびに委員会を置くことができる。
- 2 部及び支部ならびに委員会の運営等に関する事項は、規則に定めるところによる。

## 第9章 資 産 及 び 会 計

(基本財産)

- 第41条 この法人の基本財産は、公益目的事業を執行するために不可欠なものであり、理事会で定めたものとする。
- 2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

- 第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第43条 会長は、この法人の事業計画書、収支予算書ならびに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会の承認を受けた上で、直近の通常社員総会に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類は、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第44条 会長は、この法人の事業報告及び決算のため、毎事業年度の終了後に、次の

## G1

書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 会長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類を通常社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（会計原則等）

- 第45条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、規則に定めるところによる。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、規則に定めるところによる。

## 第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

- 第46条 この定款は、第17条第3項第3号に定めるところにより、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

- 第47条 この法人は、第17条第3項第4号に定めるところにより、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## G1

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第48条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に定めるところの法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に定める法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、**電子公告により行う。**

## 第12章 補 則

(規則)

第51条 この定款を施行するにあたり必要な事項は、公益社団法人日本地すべり学会規則に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定めるところにより公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、鶴飼恵三とする。副会長は、檜垣大助及び綱木亮介とする。専務理事は、後藤聡とする。監事は、上野将司及び若井明彦

G1

とする。

- 3 整備法第106条第1項に定めるところにより特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を当該設立の登記を行った年度の直近の事業年度の末日とし、当該設立の登記の日を当該設立の登記を行った年度の事業年度の開始日とする。

附則（令和元年6月14日 通常社員総会決議）

この定款は、令和元年6月14日に一部改定したもので、同日から施行する。